

第3期赤穂市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託仕様書

1. 業務名

第3期赤穂市子ども・子育て支援事業計画策定業務

2. 業務目的

本業務は、ニーズ調査、生活実態調査、現状の課題の整理、必要となる資料の作成、各種事業の需要量の推計、子ども・子育て会議の運営支援などを実施し、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく、令和7年度から令和11年度までの5カ年を期間とした「第3期赤穂市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第3期計画」という。）を策定することを目的とする。

なお、計画策定にあたっては、今後示されるこども大綱等を踏まえ、こども基本法（令和4年法律第77号）第10条に規定されている市町村こども計画に対応できるようこども施策について一体的な計画となることを前提とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和7年3月25日まで

4. 業務内容

(1) ニーズ調査

事業計画における需要量の見込みを設定するうえでの基礎資料とするため、住民の子育て支援に関する生活実態や要望等について、アンケート調査を行い、調査の集計・分析結果等を取りまとめる。

ア 調査対象者及び配布数

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| ① 就学前児童の保護者 | 1, 100票（予定）（16頁想定、回収率70%想定） |
| ② 小学生児童の保護者 | 1, 500票（予定）（18頁想定、回収率90%想定） |
| ③ 児童・生徒等 | 受託者提案による |

イ 調査票の作成

調査項目の設定については、現行計画策定時に実施した調査、国の指針等によるもののほか、専門的知識及び経験に基づき、必要な調査項目等の提案を行う。

調査票は、調査対象ごとに作成することとし、赤穂市子ども・子育て会議の意見を踏まえ、調査票の修正・追加等を行う。

また、現行計画策定時に実施した調査の回収率を参考に、回収率向上のための方策を提案する。

ウ 調査方法

- | | |
|-------------|------------------------------------|
| ① 就学前児童の保護者 | 施設による配布・回収
未就園児の保護者へは郵送による配布・回収 |
| ② 小学生児童の保護者 | 学校による配布・回収 |

③ 児童・生徒等の調査については、こども基本法第11条の規定に基づき、こどもの意見を反映させるために必要な措置として、児童・生徒等の声を聞き取る調査であるが、対象者数や調査の方法については、受託者からの企画提案を基に協議して決定する。

※調査票及び発送用封筒（角2）、返信用封筒（長3）の印刷、発送用封筒への封入・封緘作業は、受託者が行い、宛名ラベルの作成及び封筒貼付作業は委託者が行う。

※未就園児の保護者への発送、返信の経費は受託者が負担する。

※調査票の回収については、施設及び学校によるものを原則とするが、インターネットの活用など回収率向上のための方策については、受託者からの企画提案を基に協議して決定する。

エ データ入力・集計及び分析

①自由回答欄のデータ入力も行い、内容別に分類し整理する。

②回収した調査票を単純集計及びクロス集計し、集計結果から見る全体像や設問別の分析をまとめ、ニーズ調査結果をわかりやすくまとめた報告書を作成する。

③国の指針や基準に基づく教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」等が検討できるように集計・分析を行うとともに、第3期計画の策定に向けて課題を整理する。

④電子データは汎用性のあるソフト（Microsoft Word、Microsoft Excel）を使用して閲覧及び修正が可能な形式を用いる。

⑤その他市が要望する集計作業を行う。

(2) 子どもの生活実態調査

子育て世帯の経済状況、生活環境、またそれらが子どもに与える影響や支援ニーズについて把握するため、アンケート調査を行い、調査の集計・分析結果等を取りまとめる。

また、支援ニーズに応えるための地域資源量等を把握するための関係団体へのヒアリング調査を実施するにあたり、必要な助言指導を行う。

ア 調査対象者及び配布数

① 小学校5年生児童 400票（予定）（6頁想定、回収率60%想定）

② 中学校2年生生徒 400票（予定）（6頁想定、回収率60%想定）

③ ①及び②の保護者 800票（予定）（6頁想定 回収率60%想定）

イ 調査票の作成

調査項目の設定については、現行計画策定時に実施した調査、国の指針等によるもののほか、専門的知識及び経験に基づき、必要な調査項目等の提案を行う。

調査票は、赤穂市子ども・子育て会議の意見を踏まえ、調査票の修正・追加等を行う。

ウ 調査方法

・調査票及び発送用封筒（角2）、返信用封筒（長3）の印刷、発送用封筒への封入・封緘作業は、受託者が行い、宛名ラベルの作成及び封筒貼付作業は委託者が行う。

・調査票の発送、返信の経費は受託者が負担する。

・調査票の回収については、郵送によるものを原則とするが、インターネットの活用など

回収率向上のための方策については、受託者からの企画提案を基に協議して決定する。

エ データ入力・集計及び分析

- ①回収した調査票の単純集計、クロス集計を行う。特に本市の特性等を把握するため、家族構成や年齢、性別等のクロス集計を分析し、調査結果をわかりやすくまとめた報告書を作成する。
- ②各世帯において保護者と子どもの意向の相違も把握できるよう、保護者と子どもの回答を紐づけたうえで集計分析をする。
- ③貧困率をはじめ、国や県、他自治体が行った類似調査結果との比較・分析を行う。
- ④結果から見える、本市の特性に応じた対策案及び第3期計画における方向性や重点施策等について助言指導を行う。

(3) 子ども・子育て会議の支援

赤穂市子ども・子育て会議（令和5年度2回、令和6年度5回、計7回予定）の開催にあたり、必要な資料の作成、必要な助言、会議運営支援を行う。また、オブザーバーとして会議に出席し、必要な対応を行うとともに、協議結果について議事録を作成し、その後の作業に反映させる。

(4) 量の見込みと確保方策の設定

(1)の調査結果や推計人口等に基づき、各種事業の「量の見込み」を推計し、赤穂市子ども・子育て会議の意見等を踏まえ、計画における各種事業の目標量を算出し確保の方策についての検討支援を行う。

(5) 現状の分析と課題の整理

人口推計や国・県の動向、社会情勢等を把握するとともに、(1)及び(2)の調査結果を踏まえ、本市の子ども・子育て支援を取り巻く現状を分析し、課題を抽出、整理する。また、これらの課題を解決するための方策等を提案する。

(6) 計画案の策定支援

(1)から(5)まで調査、分析及び検討結果、現行計画や赤穂市総合計画等他計画との整合性を図ったうえで、計画素案を作成する。

素案は、赤穂市子ども・子育て会議の審議、検討結果等に基づき、修正を行い最終案を作成する。

(7) パブリックコメントの実施支援

計画案に関して赤穂市が実施するパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

(8) 計画書及び概要版の作成

確定した第3期計画の計画書及び概要版を作成する。作成にあたっては、図表やイラストを適宜挿入する等、市民がより見やすく理解しやすいものとなるよう工夫を凝らすこと。

5. 成果品

令和5年度

- (1) ニーズ調査報告書（速報版）一式
- (2) 子どもの生活実態調査報告書（速報版）一式
- (3) 基礎調査報告書

A4判150頁程度 表紙レザック・本文1色刷り 50部

令和6年度

- (4) 第3期子ども・子育て支援事業計画
- (5) 第3期子ども・子育て支援事業計画概要版

A4判100頁程度 表紙レザック・本文1色刷り 300部

A4判 10頁程度 4色刷り 500部

- (6) 上記(1)～(5)のデータ一式を収録した電子媒体（Microsoft Word、PDF形式）

6. 完了検査

受託者は、業務実施成果品を委託者に提出し、委託者の検査を受けるものとする。その結果、成果品について本仕様書及び打合せ協議による委託者の要求を満たさない場合には、速やかに修正等を行うものとする。

7. 著作権

成果品の著作権は赤穂市に帰属し、受託者は許可なく成果品を他に利用、公表または貸与してはならない。

8. その他

- (1) 本業務を遂行するにあたっては、赤穂市と十分な打合せを行うこと。
- (2) 本業務に関する協議や調査等に要する経費は、全て受託者において負担すること。
- (3) J I S Q 1 5 0 0 1（プライバシーマーク取得）付与事業者であること。
- (4) 成果品に誤りや不備が発見された場合は、委託期間完了後であっても、受託者の責任において無償で訂正を行うものとする。
- (5) その他この仕様書に定めのないことで、業務遂行上必要とする事項については、その都度協議するものとする。